

五戸町まちづくり推進団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政との協働によるまちづくりの推進を図るにあたり、五戸町内で自主・主体的に公益性の高いまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）を企画実施する団体をまちづくり推進団体として登録するため、必要な手続きを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) まちづくり事業

- ア 地域の課題を解決するための事業
- イ 地域の特色を活かし、その魅力を高めるための事業
- ウ 町または集落の発展に資する事業
- エ その他公益に適う事業であつて、町長が認めるもの。

(2) 公共的団体

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等の公共的な活動を行う団体であり、法人か否かを問わない。

(登録団体の要件)

第3条 まちづくり推進団体として登録することができる団体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 町内を主な活動拠点とし、まちづくり事業を開始しようとする団体又は既にまちづくり事業を行っている団体
- (2) 五戸町内に在住又は在勤する者、あるいはまちづくり事業に意欲のある者で、5人以上で構成される団体
- (3) 会則、事業計画、予算及び決算を示すことができる団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は登録の対象としない。

- (1) 営利、宗教及び特定の政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 個人の趣味的活動等を主たる目的とする団体
- (3) 公共的団体
- (4) その他事業の内容等がまちづくり事業と認められない団体

(登録の申請)

第4条 登録を希望する団体は、五戸町まちづくり推進団体登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会則及び会員名簿（会則作成予定の場合は団体概要書に置き換えるものとする。）
- (2) その他町長が必要と定める書類

(登録及び登録の決定)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかに登録の可否を決定し、登録すべきと認めたときは、団体に対し、五戸町まちづくり推進団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録団体の活動分野)

第6条 登録団体の活動分野は次の各号のとおりとする。

- (1) 健康、福祉
- (2) 環境保全

- (3) 防災、安全
- (4) 社会教育、文化振興
- (5) 産業振興
- (6) 地域交流、その他

(登録の変更)

第7条 まちづくり推進団体は、登録事項に変更があったときは、五戸町まちづくり推進団体登録変更申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 まちづくり推進団体は、登録の抹消を希望するときは、五戸町まちづくり推進団体登録抹消申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前項の規定による申請書の提出があったとき。
- (3) 登録から5年を経過したとき(当該団体から再登録の申出があった場合を除く。)
- (4) その他町長が登録の抹消を必要と認めたとき。

(登録団体への支援)

第9条 町長は、まちづくり推進団体の活動を促進するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 町の広報媒体等を活用したまちづくり推進団体の登録情報及び活動状況等の公表
- (2) 町が開催するまちづくりに関する行事等の案内
- (3) その他予算の範囲内において、町長が必要と認める支援

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和6年五戸町告示第77号)

この要綱は、告示の日から施行する。